

明治前期における日本の国家間賠償と近代国際法

伊藤信哉

(早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程)

1. 近代国際法における賠償

(1) 賠償の多義性と「5類型」

第1/2類型：国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填

その性質：国際違法行為に対する事後救済としての賠償

※第1類型と第2類型の相違は、直接の被害者が国家であるか否かに存する。

具体例：神戸港税関事件・スエレス号事件

第3類型：紛争の政治的解決のための金銭の給付

その性質：何らかの国家間の不祥事を解決するための「和解金」

※国際違法行為の存否につき争いが生じた際にも、しばしば実施される。

具体例：ペイホー号事件・ヘーレン事件

第4類型：戦費賠償

その性質：戦勝国が特権的立場を利用して戦敗国から獲得する金銭

具体例：台湾出兵・日清媾和条約

第5類型：領土等の授受に伴う金銭の給付

その性質：国家間で行われる領土や大規模な公有財産の授受に際して、いわば代価として支払われる金銭

具体例：樺太千島交換条約・清国への遼東半島還付

(2) 近代国際法における「賠償」

国際違法行為の成立 → 事後救済義務の履行(広義の賠償)

①何らかの国際義務違反
= 条約違反／慣習国際法違反

②当該行為の国家への帰属

※認定は当事国間の合意が原則

A. 原状回復

B. **金銭賠償**(狭義の賠償)

C. 外形的行為による救済

└ 陳謝・関係者の処分・国旗への敬礼等

※上記の何れを採用するかは外交交渉による

2. 神戸港税関事件

(1) 事件の経緯

<交渉の経過>

	年月日	外国側	日本側		概要
			外務省	大蔵省	
a	1873.8				神戸税関による差止措置
b	9.10	独公使 → ○	○		差止措置に対する抗議
c	9.15		○ → ○		経緯の調査を依頼
d	10.3	英公使 → ○	○		独公使と同様の申入れ
e	10.13		○ ← ○		税関の措置は妥当、と主張
f	11.10	英公使 → ○	○		d.に対する回答の督促
g	11.18		○ ← ○		措置の妥当性を再説
h	11.29	独公使 ← ○	○		(面談) 確答の留保
i	12.2		○ → ○		差止措置の不当を指摘、取消を要請
j	12.3	英公使 ← ○	○		(面談) 意見の交換
k	12.15		○ → ○		その後の大蔵省の対応振りを問合せ
l	12.16	独公使 → ○	○		要求金額(255ドル)の提示
m	12.19		○ ← ○		22日郵信で取消指示の予定と報告
n	12.23		○ → ○		ドイツ側の賠償要求の査定を依頼
o	12.29	両公使 ← ○	○		国際違法行為の承認
p	1874.1.15		○ ← ○		査定の確認/賠償支払に反対
q	1.19		○ → ○		賠償支払の不可避を主張
r	2.20	独公使 → ○	○		迅速な賠償支払を要求
s	2.24		○ → ○		迅速な支払を要請(転送)
t	2.27		○ ← ○		賠償支払を承諾
u	2.28	独公使 ← ○	○		(面談) 支払方法の打合せ
v	3.4				税関からドイツ領事に賠償金交付
w	3.5	独公使 ← ○	○		税関に支払を指令した旨の通知
x	3.10		○ ← ○		3月4日に全額支払済みと報告
y	3.30	英公使 → ○	○		賠償請求せずとの通知

< 関係史料 >

(税関 / 大蔵省の論拠)

① 「日本國獨逸北部連邦修好通商航海條約」第 1 1 條末段

日本吏人各港に於て密商及び禁制の品出入を防ぐ爲め至適の規律を設くべし

The Japanese authorities will adopt at each port such measures as they may judge most proper to prevent fraud and smuggling .

② 「大坂ト兵庫ノ間引船荷物運送船并外國人乗合船ヲ設ル規則」第 7 條

大坂或ハ兵庫ニ於テ免許有之候船へ荷物積込陸揚ノ儀ハ日本政府ヨリ差圖セシ波戸場或ハ其爲ニ日本政府ニ於テ免許有之候傳馬船ニ限ルヘキ事

(ドイツ公使 / 外務省の論拠)

③ 「日本國獨逸北部連邦修好通商航海條約」第 1 0 條第 2 項

日本に於て獨逸國公使と日本政府より任する吏人と協議して此條約に添ゆる交易規律の趣意を施行する爲交易に開きたる諸港に緊要至當の定規を立るの權あるへし

The German Diplomatic Agent in Japan , in conjection and by mutual agreement with such officers as the Japanese Government may designate for this purpose , shall have power to make for all ports open to trade such rules as are necessary to carry out the provisions of the annexed Trade Regulations .

※ 「此條約に添ゆる交易規律」とは、④を意味する。

④ 「日本國に於て獨逸國人交易を爲す定則」第九則前段

運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴訟の起りし不都合を除かんか爲に各開港場の長官外國のコンシユルと談判し雙方協議の上右不都合決して生せざる様規則を立て日本人と外國人の交易並に用向を可成丈け都合能相便し且安全ならしむる様雙方爰に議定せり

In order to put a stop to the abuses and inconveniences at the open ports , relative to the transaction of business at the Custom-House , the lading and

shipping of goods, and the hiring of boats, porters, servants, &c., the High Contracting Parties have agreed that at each port the local authorities shall, from time to time, enter into negotiations with the foreign Consuls, with a view to the establishment by mutual consent of such measures as shall effectually put an end to any complaints, and shall afford all desirable facility and security both to the operation of trade and to private transactions between foreigners and Japanese.

(2) 評価

<分析>

国際違法行為の成立

① 何らかの国際義務違反 = 条約違反の国内立法措置

② 当該行為の国家への帰属

→ 1873年12月29日の書翰により、国家責任を承認

事後救済義務の履行

A. 原状回復 = 税関に当該措置の取消を指令

B. 金銭賠償 = ドイツに対して実損害額255ドルを賠償

<評価>

- ・ 本件に関する日本側（外務省）の対応は、国際法の諸原則をほぼ忠実に適用したものといえる。
- ・ しかし国内的には、大蔵省が、国家責任の承認および賠償の支払に組織を挙げて反対した。
- ・ すなわち、明治6年の時点では、国際法の原理原則がこれらの国内官庁において、十分に浸透していたとは言いがたい。

3. スエレス号事件

(1) 事件の経緯

<交渉の経過>

	年月日	イギリス側	日本側		概要
			外務	海軍	
a	1895.5.8				日清媾和条約批准書交換・発効
b	10.21				事件発生
c	10.22	東洋艦隊司令長官	→	艦	事情説明を要求
d	10.24	英公使	→	省	弁明を要求
e	10.25		省	→ 省	事件の経緯の調査を依頼
f	10.26	東洋艦隊司令長官	←	艦	事情説明(cに対する回答)
g	(不明)				外務省顧問デニソンの意見書
h	11.6	英公使	←	省	国際違法行為の確認(口上書手交)
i	11.10		省	← 省	事件の経緯の中間報告
j	11.13		省	→ 省	hの報告(口上書の写を転送)
k	11.13		省	← 省	事件の経緯の最終報告(eへの回答)
l	11.16				常備艦隊司令長官を解任
m	11.19	英公使	→	省	解決条件の提示
n	11.27	英公使	←	→ 省	解決条件に関する協議
o	11.30		省	→ 英	解決条件の交渉に関する訓令
p	12.2/4	外務省	←	→ 英	ロンドンにて解決条件協議
q	12.6	外務次官	→	英	私信で解決条件への合意を通知
r	12.7	英公使	→	省	正式に解決条件への合意を通知
s	1896.2.3	英公使	→	省	賠償要求の抛棄を通知

省：外務／海軍省 艦：常備艦隊司令長官 英：駐英日本公使

(2) 評価

<分析>

国際違法行為の成立

① 何らかの国際義務違反 = 公海上における不法な臨検

② 当該行為の国家への帰属

→ 1895年11月6日の口上書により、国際違法行為を承認

事後救済義務の履行

B. 金銭賠償 = 損害に対する賠償を申し出る（実施されず）

C. 外形的行為による救済 = 公文による陳謝とその公表

関係将校の処分（英国旗への礼砲の代替）

<評価>

- ・ 本件に関する日本側の対応も、神戸港税関事件と同様、国際法の諸原則をほぼ忠実に適用したものである。
- ・ しかも、今回は海軍側も、国家責任の承認については何ら異議を挟まず、常備艦隊司令長官を解任するなどの措置を自発的に行った。
- ・ つまり、この時期になると近代国際法の原則は、従前よりもはるかに広く、浸透しつつあったとみることができる。

<主要参考文献>

『日本外交文書』第6巻事項20、第7巻事項12、第28巻2冊事項18。

伊藤信哉「明治前期における日本の国家間賠償(1)(2)」

『レファレンス』563-564号、1997-1998年。

同「明治後期における日本の国家間賠償(1)(2)」『レファレンス』574-575号、1998年。

同「大正期における日本の国家間賠償(1)(2)」『レファレンス』582-583号、1999年。